

警察庁訓令第7号

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係警察庁訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成19年5月17日

警察庁長官 漆間 巖

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係警察庁訓令の整備に関する訓令

(留置場において使用する戒具の制式および使用手続きに関する訓令の廃止)

第1条 留置場において使用する戒具の制式および使用手続きに関する訓令(昭和46年警察庁訓令第18号)は、廃止する。

(警察官に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令の一部改正)

第2条 警察官に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令(昭和30年警察庁訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第1号中「、死刑」を「期間若しくは被留置受刑者として留置施設に留置されている期間、死刑」に改め、「監置場」の次に「(監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。)」を加える。

(警察庁文書決裁規程の一部改正)

第3条 警察庁文書決裁規程(昭和34年警察庁訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第10条第6号及び第11条第9号中「留置場に関する管理及び関係機関との連絡についての調整」を「留置施設」に改める。

(警察官等の服制に関する細則の一部改正)

第4条 警察官等の服制に関する細則(平成6年警察庁訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「留置場」を「留置施設」に改める。

附 則

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第58号)の施行の日(平成19年6月1日)から施行する。